

11 要介護・要支援認定及び要介護・要支援認定更新申請中の利用等に関する留意事項
審査・判定の結果、非該当及び判定に至らない場合の介護保険サービス事業所及び介護予防・生活支援サービス事業所の利用に掛かる費用並びに区分支給限度額を超えたサービス利用費については保険外となり、当該サービス事業所の定める方法により費用負担が生じることがあります。

12 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び担当職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、使用することはありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、介護予防支援業務または介護予防ケアマネジメント業務において、利用者の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報を含む文書については、管理者が責任を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

13 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従います。また、必要な場合には、利用者、家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 緊急時または事故発生時の状況について記録を作成します。

14 介護予防支援または介護予防ケアマネジメント業務に関する相談窓口・苦情対応について ※営業日は各窓口によって異なります。

豊里地域包括支援センター	所在地 つくば市遠東639番地1 電話番号 029-886-6147 受付時間 8:30～17:15 (月～金曜日)
	所在地 電話番号 受付時間
市町村の窓口 つくば市役所（介護保険課）	所在地 つくば市研究学園一丁目1番地1 電話番号 029-883-1111 (代表) 受付時間 8:45～16:30 (月～金曜日)
公的団体の窓口 茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978番地26 (茨城県市町村会館内) 電話番号 029-301-1565 受付時間 9:00～16:30 (月～金曜日)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約にあたり、説明者より契約書及び本書面により重要事項の説明を受け、同意いたします。

適用日 年 月 日 説明年月日 年 月 日

(利用者) 事業所名

説明者

住所

氏名 印

(利用者の家族もしくは代理人・立会人)

住所

氏名 印

続柄

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

豊里地域包括支援センター

この「重要事項説明書」は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務について契約の締結をするに当たり、御利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 この契約の趣旨について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、利用者ができる限り居宅において、自立した日常生活を継続できるよう支援するものです。利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供するためのものです。

2 運営方針について

- (1) 豊里地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者若しくは介護予防・生活支援サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 事業の運営にあたっては、関係市町村、他のセンター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めます。
- (6) 事業の運営に当たっては、利用者の権利擁護の視点に立ったサービス提供に努め、また、虐待防止の措置に必要な体制整備及び事業者等との連携を行います。

3 あなたの住まいの地域を担当する地域包括支援センターの概要

センター名称	豊里地域包括支援センター	介護保険指定 事業所番号	(つくば市指定) 0802000091
法人名	ウエルシアパートナーズ株式会社		
代表者氏名	代表取締役 西 陽一		
所在地	茨城県つくば市遠東639番地1 電話 029-886-6147 FAX 029-886-6148		
管理者	岩崎 学		
提供実施地域	豊里地区		
営業日	月曜日から金曜日まで ※祝祭日、12月29日から1月3日 までを除く。	営業時間	午前8時30分 ～午後5時15分
職員体制	管理者、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、管理栄養士		

4 介護予防支援（介護予防サービス計画の作成等）又は介護予防ケアマネジメント（事業による介護予防ケアマネジメント等）を行う事業者とその事業所

（1）介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントをつくば市地域包括支援センターから受託する事業者

事業者の名称	
代表者名	
所在地	

（2）介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供する事業所

事業所の名称		介護保険指定 事業所番号	(つくば市指定) 番号
管理者			
所在地	(電話) (FAX)		
計画作成 担当者			
営業日		営業時間	

5 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料等

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント支援の内容	提供方法	介護保険等適用の有無	1 か月当たりの利用料	
			介護予防支援	ケアマネジメント
①介護予防サービス計画の作成	別紙契約書に掲げる内容を参照してください。	①～⑦は、一連業務として介護保険又は総合事業の対象となるものです。	委託の場合 月額 4, 7 2 9 円	Aの場合 月額 4, 7 2 9 円
②介護予防サービス事業者との連絡調整				Bの場合 月額 4, 3 5 4 円
③サービス実施状況の把握、評価			居宅との契約の場合 月額 5, 0 5 0 円	Cの場合 月額 4, 3 5 4 円
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定等の申請に対する協力援助				
⑦相談業務				
■月額利用料のほか、加算・減算については以下のとおり				
○初回加算 3, 2 1 0 円（1回）				
・新規に介護予防サービス計画を作成する場合				
・過去2月間（暦月）に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けていない場合				
○委託連携加算 3, 2 1 0 円（1回）				
・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所への委託が初回の場合				
・地域包括支援センターが、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施する場合は、加算されません				
○介護職員等処遇改善加算				
・地域包括支援センターが算定要件を満たした場合、所定単位数の2.1％を加算				
・地域包括支援センターが算定要件を満たさない場合は、加算されません				
○業務継続計画未実施減算 所定単位数の1.0％を減算				
○高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1.0％を減算				
■ケアマネジメントCは、サービス担当者が会議や定期的なモニタリングを行わないプランです。アセスメントの結果、本人が目標とする生活を実現するために解決すべき課題を明らかにし、その解決に向けた一般介護予防事業、補助事業、インフォーマルサービス等様々な取組（セルフケア）を主体的に選択・決定・行動できるように、地域包括支援センターの専門職の支援を受けながら作成します。				
■要支援認定を受けられた方、又は総合事業対象者の方は、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、給付制限を受けた場合は、法定代理受領ができなくなる場合があります。				

6 利用者の居宅への訪問頻度の目安

計画作成担当者が、利用者の状況把握のため利用者の居宅に訪問する頻度は、介護予防支援及びケアマネジメントAについては3月に1回（テレビ電話等でモニタリングをした場合は6月に1回）、ケアマネジメントBについては間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定します。ケアマネジメントCはモニタリングを行いません。

但し、上記以外にも、利用者の状況に著しい変化があったときや介護予防支援業務又は介護予防ケアマネジメント業務の遂行に必要と認められる場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

7 計画作成担当者の変更の申入れ

利用者は、事業者に対し、1か月以上の予告期間をもって届け出ることにより、いつでも計画作成担当者の変更を申入れることができます。

8 事業者からの解除について

事業者は、利用者による身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメント、嫌がらせ、またはその他の不適切な行為が継続することにより、利用者と事業者間の信頼関係を損壊させ、その関係の改善が見込まれず、この契約の目的を達することが不可能となったときは、利用者に対し14日以上 の 予告期間をもって契約を解除できます。

9 入院時における医療と介護の連携

利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、計画作成担当者の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えていただくことになります。

10 指定介護予防サービス事業者等の紹介等

利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けるに当たり、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を介護予防ケアプランに位置付けた理由についても求めることができます。